

四半期報告書

(第47期第3四半期)

株式会社 ミスミグループ本社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第47期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 三 枝 匡

【本店の所在の場所】 東京都江東区東陽二丁目4番43号

【電話番号】 03-3647-7112 (代表)

【事務連絡者氏名】 ファイナンス室ジェネラルマネジャー 北 川 恵

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区東陽二丁目4番43号

【電話番号】 03-3647-7124

【事務連絡者氏名】 ファイナンス室ジェネラルマネジャー 北 川 恵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第47期 第3四半期 連結累計期間	第47期 第3四半期 連結会計期間	第46期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	90,881	27,274	126,665
経常利益 (百万円)	11,209	2,630	16,176
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,504	1,443	9,698
純資産額 (百万円)	—	74,192	71,423
総資産額 (百万円)	—	90,687	92,596
1株当たり純資産額 (円)	—	835.43	805.33
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	73.42	16.29	109.72
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	73.33	16.29	109.26
自己資本比率 (%)	—	81.7	77.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,537	—	11,244
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,395	—	△12,855
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,048	—	△1,407
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	18,577	17,636
従業員数 (名)	—	4,125	3,813

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	4,125 (606)
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員は、派遣社員、アルバイト、及び業務契約社員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	95 (28)
---------	------------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員は、派遣社員、アルバイト、及び業務契約社員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
自動化事業	1,171
金型部品事業	1,544
光関連事業	820
多角化事業	76
合計	3,611

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 上記の金額には、連結子会社である駿河精機株式会社の連結生産実績を記載しております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
自動化事業	1,006	89
金型部品事業	1,579	214
光関連事業	874	136
多角化事業	74	7
合計	3,534	448

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額には、連結子会社である駿河精機株式会社の連結受注実績を記載しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
自動化事業	14,438
金型部品事業	7,118
エレクトロニクス事業	2,553
光関連事業	872
多角化事業	2,292
合計	27,274

- (注) 1 主な相手先の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期におけるわが国経済は、世界的な金融不安が9月以降著しく悪化する中、極めて深刻な景気後退局面に入りました。欧米金融機関の経営不安・破綻が相次ぐとともに主要株式相場が全世界的に大幅に下落し、内外実需は急速かつ極端に減少する一方、2割を超える大幅な円高が短期間に進行しました。輸出関連を中心とする製造業への影響は深刻であり、機械輸出・設備投資はかつてない落ち込みを示しています。3ヶ月連続して減少していた機械輸出は、11月統計では前年同月比△27.6%となり初めて2ケタを超える大幅な減少となりました。また同月の機械受注（船舶電力を除く民需）は前月比△16.2%となり統計開始以来の減少となりました。

このように深刻な景気後退入り鮮明になった状況のもと、当社の顧客である機械製造業界では、一部投資の見直し・延期を行う一方、製造コストの一層の低減を図るべく製品ラインナップの入れ換え・既存製造工程の合理化に注力しています。これら顧客のニーズに応じていくべく、当社は経費の総合的な見直し、顧客の設計コストを省く新商品開発、技術者の省力化を実現するインターネット受注システムの導入、さらなる短納期化の取り組みを一層加速させてまいりました。

このような施策の結果、実需が急激に落ち込む中であって、当第3四半期連結会計期間における連結売上高は、272億7千4百万円となりました。利益面につきましては、営業利益は29億1千2百万円、経常利益は26億3千万円、四半期純利益は14億4千3百万円となりました。

・事業別セグメントの業績

自動車事業

自動車事業は、自動車・液晶・半導体関連といった主要顧客層すべてが大幅な生産調整に入り、新規投資の見直し・工期延期の影響を大きく受けました。このような中、売上高は144億3千8百万円となりました。営業利益は急激な売上減少・円高の影響を受け、21億4千万円となりました。

金型部品事業

金型部品事業は、自動車・弱電関連業界の生産調整・設備投資凍結の影響を大きく受けました。世界的な景気後退の深刻化にともない、プレス事業・モールド事業ともに、海外事業においても売上減少の影響を受けました。このような中、売上高は71億1千8百万円となりました。営業利益は引き続きコストダウンに注力しましたが円高の影響もあり、3億2百万円となりました。

エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、半導体生産設備投資やシステム投資の減少・凍結により、国内売上高は全事業前年比割れとなりました。このような中、売上高は25億5千3百万円、営業利益は3億7千9百万円となりました。

光関連事業

光関連事業は、半導体関連の投資減少の影響を受け、システムソリューション事業・ステージ事業が大きく減速し、売上高は8億7千2百万円、営業利益は3千3百万円となりました。

多角化事業

多角化事業は、機械加工用工具関連事業（ツール事業部担当）、及び動物病院向け医療消耗品関連事業（株）プロミクロスより構成されています。製造業設備投資抑制の影響が医療消耗品関連事業にはあらわれていないことから、売上高は22億9千2百万円となりました。営業利益は1億7千8百万円となりました。

・所在地別セグメントの業績

日本

日本国内における売上は、自動車・液晶・半導体関連など主要顧客層すべてに渡り軟調に推移しました。このような中、外部顧客向け売上高は218億5千6百万円となりました。また営業利益については、32億9千7百万円となりました。

アジア諸国

アジア諸国においては、対米輸出急減・景気の悪化に伴う売上高の急減、急速な円高進行による収益の圧迫が顕著にあらわれました。中国においては自動化学業・金型事業ともに受注が大きく減少する一方、韓国・台湾・タイなどにおいても大幅な円高により収益環境が悪化しました。このような中、外部顧客向け売上高は39億7千万円となりました。また営業利益については、3百万円となりました。

北米・南米

北米においては自動車販売の減少に歯止めがかからず、2008年12月のISM製造業景気指数は28年間で最低の水準となりました。このような中、展示会や雑誌広告等の営業施策が奏功し、カタログ請求が増加、新規顧客も引き続き増加しています。これらにより、外部顧客向け売上高は9億6百万円となりました。一方、利益面については、円高の影響もあり、1億4千7百万円の営業損失となりました。

ヨーロッパ

欧州においても深刻な景気後退入りが鮮明となり、顧客においても大型投資凍結などの影響がでています。ドイツ連銀によれば、ドイツのGDP成長率は08年度は1.3%となり前年度の2.5%から大きく減少し、09年度は「戦後最大のマイナス成長」と予測されています。このような中、積極的な拡販活動、多言語対応などの施策により、自動化学業を中心に売上は順調に増大しました。これらにより、外部顧客向け売上高は5億4千1百万円となりました。一方、利益面については、円高の影響もあり、1億2百万円の営業損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べ19億8百万円減少し、906億8千7百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金の増加6億2千3百万円、受取手形及び売掛金の減少45億3千7百万円、商品及び製品の増加11億3千万円、仕掛品の増加7億5千8百万円などにより流動資産が24億1千2百万円減少したこと、また、有形固定資産が9億1千2百万円増加したこと、無形固定資産が1億8千9百万円減少したこと、投資その他の資産が2億1千9百万円減少したことなどにより固定資産が5億3百万円増加したことであります。

総負債は前連結会計年度末に比べ46億7千8百万円減少し、164億9千4百万円となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金の減少20億6千万円、未払法人税等の減少21億2千8百万円などにより流動負債が47億5百万円減少したこと、また、固定負債が2千7百万円増加したことであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ27億6千9百万円増加し、741億9千2百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が45億5千2百万円増加したことなどにより株主資本が47億2千1百万円増加したこと、また、為替換算調整勘定等の評価・換算差額が19億7千5百万円減少したことであります。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の77.0%から81.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ9億4千万円増加し、185億7千7百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、17億2千8百万円の純収入となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純利益が26億2千4百万円になったこと、減価償却費4億9千1百万円、のれん償却額1億8千4百万円、売上債権が31億3千7百万円減少したこと、たな卸資産が3億7千4百万円増加したこと、仕入債務が8億5千万円減少したこと、法人税等の支払として34億5百万円を支出したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8億6千5百万円の支出となりました。この主な要因は、有価証券の売却による収入が25億1百万円、固定資産の取得による支出が8億7千5百万円、有価証券の取得により25億2百万円を支出したことであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、10億7千7百万円の支出となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が1億9千4百万円、配当金の支払として8億8千6百万円を支出したことであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は1億3千8百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	340,000,000
計	340,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	89,018,084	89,018,084	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1, 3
計	89,018,084	89,018,084	—	—

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 2 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 3 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

1 株主総会の特別決議日（平成15年6月20日）

平成15年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,472
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	441,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,394(注3)
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,394 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成15年12月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,742(注3)
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,742 資本組入額 871
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と当社、子会社または関連会社の役員または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 株主総会の特別決議日（平成16年6月22日）

平成16年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,518
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	503,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,795(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,795 資本組入額 898
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成17年3月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,563
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	312,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,735(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,735 資本組入額 868
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 株主総会の特別決議日（平成17年6月23日）

平成17年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,445
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	489,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,785(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,785 資本組入額 893
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成18年3月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,325
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	665,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,534(注3)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,534 資本組入額 1,267
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。但し、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 株主総会の普通決議日（平成19年6月21日）

平成19年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,219(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,219 資本組入額 1,302
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

上記 以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5 取締役会の決議日（平成19年12月17日）

平成20年1月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	460
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,027(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日～平成27年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,027 資本組入額 1,167
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。但し、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

上記 以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

6 株主総会の普通決議日（平成20年6月20日）

平成20年7月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,073(注3)
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日～平成27年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,073 資本組入額 1,180
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

上記 以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

7 取締役会の決議日（平成20年11月19日）

平成20年12月付与分

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,040
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,576(注3)
新株予約権の行使期間	平成23年1月1日～平成28年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,576 資本組入額 832
新株予約権の行使の条件	注2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。但し、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

上記 以外の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、それにより生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	89,018	—	4,681	—	11,380

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

- (注) 1 平成20年11月6日（報告義務発生日平成20年10月31日）に、次の法人から、大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ベイリー・ギフォード・オー バーシーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットラ ンド	1,871	2.10
ベイリー・ギフォード・アン ド・カンパニー	同上	1,517	1.71
合計		3,388	3.81

- 2 平成20年12月3日（報告義務発生日平成20年11月28日）に、次の法人から、大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
キャピタル・インターナシヨ ナル・リミテッド	40 Grosvenor Place, London, SW1X 7GG, England	4,714	5.30
キャピタル・リサーチ・アン ド・マネージメント・カンパ ニー	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	1,399	1.57
キャピタル・ガーディアン・ トラスト・カンパニー	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	615	0.69
キャピタル・インターナシヨ ナル・エス・エイ	3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland	371	0.42
キャピタル・インターナシヨ ナル・インク	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.	258	0.29
キャピタル・インターナシヨ ナル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	96	0.11
合計		7,455	8.37

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 384,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,556,600	885,566	同上
単元未満株式	普通株式 77,384	—	同上
発行済株式総数	89,018,084	—	—
総株主の議決権	—	885,566	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ52,400株(議決権524個)及び28株含まれております。
2 単元未満株式には当社所有の自己株式8株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミスミグループ 本社	東京都江東区東陽 二丁目4番43号	382,600	—	382,600	0.4
株式会社SPパーツ	茨城県稲敷郡阿見 町星の里3番2	1,500	—	1,500	0.0
計	—	384,100	—	384,100	0.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,065	2,095	2,040	2,065	2,040	2,000	1,825	1,716	1,380
最低(円)	1,745	1,836	1,915	1,851	1,760	1,730	1,084	1,285	1,029

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長・CEO	代表取締役社長・CEO	三枝 匡	平成20年10月1日
代表取締役社長	取締役常務執行役員	高家 正行	平成20年10月1日
代表取締役副社長	取締役常務執行役員	江口 正彦	平成20年10月1日
取締役常務執行役員	取締役執行役員	大野 龍隆	平成20年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,002	18,379
受取手形及び売掛金	³ 23,551	³ 28,088
有価証券	5,426	5,474
商品及び製品	8,649	7,519
仕掛品	1,189	430
原材料及び貯蔵品	2,686	3,177
その他	2,689	2,552
貸倒引当金	105	121
流動資産合計	63,089	65,501
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 5,109	¹ 4,452
機械装置及び運搬具(純額)	¹ 4,004	¹ 3,420
土地	4,291	4,315
その他(純額)	¹ 915	¹ 1,219
有形固定資産合計	14,321	13,408
無形固定資産		
ソフトウェア	1,529	1,148
のれん	² 1,592	² 2,146
その他	138	156
無形固定資産合計	3,261	3,450
投資その他の資産		
投資有価証券	6,617	6,916
その他	3,505	3,420
貸倒引当金	106	101
投資その他の資産合計	10,015	10,235
固定資産合計	27,597	27,094
資産合計	90,687	92,596

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 6,515	3 8,576
短期借入金	1,444	1,471
未払法人税等	1,685	3,814
賞与引当金	905	1,286
役員賞与引当金	22	77
その他	3,355	3,407
流動負債合計	13,928	18,633
固定負債		
長期借入金	463	561
退職給付引当金	1,455	1,381
役員退職慰労引当金	622	580
その他	24	16
固定負債合計	2,565	2,538
負債合計	16,494	21,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,681	4,595
資本剰余金	14,453	14,368
利益剰余金	57,181	52,629
自己株式	649	648
株主資本合計	75,666	70,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	53	200
為替換算調整勘定	1,671	157
評価・換算差額等合計	1,618	357
新株予約権	144	121
純資産合計	74,192	71,423
負債純資産合計	90,687	92,596

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	90,881
売上原価	56,432
売上総利益	34,449
販売費及び一般管理費	※ 23,153
営業利益	11,296
営業外収益	
受取利息	166
雑収入	203
営業外収益合計	369
営業外費用	
為替差損	344
雑損失	111
営業外費用合計	456
経常利益	11,209
特別利益	
その他	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産除却損	9
固定資産売却損	3
関係会社清算損	5
その他	0
特別損失合計	19
税金等調整前四半期純利益	11,190
法人税、住民税及び事業税	4,727
法人税等調整額	△42
法人税等合計	4,685
四半期純利益	6,504

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	27,274
売上原価	17,317
売上総利益	9,956
販売費及び一般管理費	※ 7,043
営業利益	2,912
営業外収益	
受取利息	62
雑収入	31
営業外収益合計	94
営業外費用	
為替差損	313
雑損失	62
営業外費用合計	375
経常利益	2,630
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	1
特別損失合計	5
税金等調整前四半期純利益	2,624
法人税、住民税及び事業税	1,115
法人税等調整額	66
法人税等合計	1,181
四半期純利益	1,443

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	11,190
減価償却費	1,374
のれん償却額	553
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	42
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	82
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△348
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△55
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3
受取利息及び受取配当金	△188
支払利息	23
株式交付費	0
株式報酬費用	35
為替差損益 (△は益)	233
持分法による投資損益 (△は益)	△22
有価証券評価損益 (△は益)	13
有価証券売却損益 (△は益)	6
関係会社清算損益 (△は益)	5
固定資産売却損益 (△は益)	3
固定資産除却損	9
リース解約損	0
売上債権の増減額 (△は増加)	3,943
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,694
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,501
その他の資産の増減額 (△は増加)	△149
未払債務の増減額 (△は減少)	△428
小計	13,137
利息及び配当金の受取額	213
利息の支払額	△15
リース解約による支出	△0
法人税等の還付額	480
法人税等の支払額	△7,277
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,537

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△6,500
有価証券の売却による収入	6,562
固定資産の取得による支出	△2,515
固定資産の売却による収入	2
貸付金の回収による収入	4
保険積立金の積立による支出	△5
定期預金の預入による支出	△319
定期預金の払戻による収入	365
敷金及び保証金の差入による支出	△5
敷金及び保証金の回収による収入	3
その他	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,395
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3
長期借入金の返済による支出	△261
株式の発行による収入	158
自己株式の取得による支出	△0
配当金の支払額	△1,948
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,048
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,142
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	950
現金及び現金同等物の期首残高	17,636
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△9
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 18,577

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	<p>連結の範囲の変更</p> <p>前連結会計年度において休眠会社でありましたSURUGA SINGAPORE PTE., LTD. は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、またSHANGHAI MISUMI INTERNATIONAL TRADING CO., LTD. は第1四半期連結会計期間中に清算が完了いたしましたので、それぞれ連結の範囲から除外しております。</p>
2	<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これに伴う、当第3四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用しております。</p> <p>これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用しております。</p> <p>これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>平成20年3月31日以前に取引を開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
平成20年度の法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 8,306百万円 ※2 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりです。 のれん 1,745百万円 負ののれん <u>△152百万円</u> 差引 1,592百万円 ※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 584百万円 支払手形 277百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 7,718百万円 ※2 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりです。 のれん 2,348百万円 負ののれん <u>△202百万円</u> 差引 2,146百万円 ※3 —————

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 4,716百万円 賞与引当金繰入 905百万円 役員賞与引当金繰入 22百万円 退職給付費用 177百万円 役員退職慰労引当金繰入 42百万円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 1,566百万円 賞与引当金繰入 75百万円 役員賞与引当金繰入 22百万円 退職給付費用 56百万円 役員退職慰労引当金繰入 17百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 19,002百万円 預入期間が3か月超の定期預金 <u>△778 "</u> 容易に換金可能でかつ価値の変動について わずかのリスクしか負わない有価証券 353 " 現金及び現金同等物 18,577百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	89,018,084

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	384,200

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成15年新株予約権	普通株式	692,100	— (注)1
	平成16年新株予約権	普通株式	816,200	
	平成17年新株予約権	普通株式	1,154,000	
	平成19年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	114
	平成20年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	30
合計			2,662,300	144

(注) 1 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、残高はありません。

2 平成15年から平成17年の新株予約権は、全て権利行使可能なものです。

3 平成19年、平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,062	12	平成20年3月31日	平成20年6月23日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	886	10	平成20年9月30日	平成20年12月15日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	109	144	35
債券	10,018	10,039	20
その他	1,008	1,034	25
計	11,136	11,217	81

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 15百万円

2. 付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び完全子会社従業員21名
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 104,000
付与日	平成20年12月8日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、退任日または退職日の翌日の2年後の応答日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者は、次の(1)～(4)に該当した場合、権利を行使することができない。</p> <p>(1)新株予約権の行使期間の到来前に当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合 (2)新株予約権の割当を受けた者が当社、または当社の子会社若しくは関連会社の役員を解任された場合 (3)新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を放棄することを書面により当社に申請した場合 (4)新株予約権の割当を受けた者が、破産手続開始を自ら申立てまたは申立てを受けた場合</p>
対象勤務期間	平成20年12月8日～平成22年12月31日
権利行使期間	平成23年1月1日～平成28年12月31日
権利行使価格(円)	1,576
付与日における公正な評価単価(円)	87

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	自動化事業 (百万円)	金型 部品事業 (百万円)	エレクトロ ニクス事業 (百万円)	光関連事業 (百万円)	多角化事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	14,438	7,118	2,553	872	2,292	27,274	—	27,274
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	14,438	7,118	2,553	872	2,292	27,274	—	27,274
営業利益	2,140	302	379	33	178	3,035	(123)	2,912

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、当社の社内管理区分をベースに商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	製品名
自動化事業	リニアシャフト、プーリー、モーター、アルミフレーム等
金型部品事業	パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド等
エレクトロニクス事業	接続用ケーブル、ハーネス、コネクタ、計測・制御機器部品等
光関連事業	ステージ、デバイス用ステージユニット、調芯システム、光センサー等
多角化事業	機械加工用工具、開業医・動物病院向け医療材料等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(123百万円)は、全額がのれん償却額であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	自動化事業 (百万円)	金型 部品事業 (百万円)	エレクトロ ニクス事業 (百万円)	光関連事業 (百万円)	多角化事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	48,442	23,421	8,536	3,252	7,228	90,881	—	90,881
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	48,442	23,421	8,536	3,252	7,228	90,881	—	90,881
営業利益	8,090	1,877	1,026	257	413	11,665	(369)	11,296

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、当社の社内管理区分をベースに商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	製品名
自動化事業	リニアシャフト、プーリー、モーター、アルミフレーム等
金型部品事業	パンチ&ダイ、スプリングガイド、エジェクタピン、コアピン、ガイド等
エレクトロニクス事業	接続用ケーブル、ハーネス、コネクタ、計測・制御機器部品等
光関連事業	ステージ、デバイス用ステージユニット、調芯システム、光センサー等
多角化事業	機械加工用工具、開業医・動物病院向け医療材料等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(369百万円)は、全額がのれん償却額であります。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米・南米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	21,856	3,970	906	541	27,274	—	27,274
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,071	1,101	0	△0	5,173	(5,173)	—
計	25,927	5,071	906	540	32,447	(5,173)	27,274
営業利益又は 営業損失(△)	3,297	3	△147	△102	3,051	(138)	2,912

- (注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・・・・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国
 (2) 北米・南米・・・・・・アメリカ・カナダ・南米諸国
 (3) ヨーロッパ・・・・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国
 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(137百万円)は、全額がのれん償却額であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米・南米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	72,380	13,497	2,986	2,017	90,881	—	90,881
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,181	3,551	1	8	15,742	(15,742)	—
計	84,561	17,049	2,987	2,025	106,624	(15,742)	90,881
営業利益又は 営業損失(△)	10,941	1,127	△279	△58	11,731	(434)	11,296

- (注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アジア・・・・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国
 (2) 北米・南米・・・・・・アメリカ・カナダ・南米諸国
 (3) ヨーロッパ・・・・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国
 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(413百万円)は、全額がのれん償却額であります。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	アジア	北米・南米	ヨーロッパ	計
I 海外売上高(百万円)	3,497	732	462	4,692
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	27,274
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.8	2.7	1.7	17.2

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国

(2) 北米・南米・・・アメリカ・カナダ・南米諸国

(3) ヨーロッパ・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	アジア	北米・南米	ヨーロッパ	計
I 海外売上高(百万円)	13,987	3,013	2,017	19,018
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	90,881
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.4	3.3	2.2	20.9

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア・・・台湾・シンガポール・中国・タイ・韓国・他のアジア諸国

(2) 北米・南米・・・アメリカ・カナダ・南米諸国

(3) ヨーロッパ・・・イギリス・ドイツ・他の欧州諸国

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
835.43円	805.33円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	74,192	71,423
普通株式に係る純資産額(百万円)	74,047	71,302
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	144	121
普通株式の発行済株式数(千株)	89,018	88,921
普通株式の自己株式数(千株)	384	383
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	88,633	88,537

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	73.42円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	73.33円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	6,504
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,504
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	88,603
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増 加数の主要な内訳(千株)	
新株予約権	108
普通株式増加数(千株)	108
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の 算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要	—

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	16.29円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16.29円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,443
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,443
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	88,633
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	
新株予約権	12
普通株式増加数(千株)	12
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第47期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)剰余金の配当(中間配当)については、平成20年11月14日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当(中間配当)を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	886 百万円
1株当たりの金額	10 円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月15日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 中 川 正 行 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 塚 亨 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミスミグループ本社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 三 枝 匡

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都江東区東陽二丁目4番43号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長・CEO三枝匡は、当社の第47期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

